

---

 [調査] 銀行資金市場と銀行行動\*
 

---

## はしがき

われわれは、1981年度から1982年度にかけて、3都市銀行・6地方銀行・6相互銀行・4信用金庫について、予め調査要綱を提出しておき、それにもとづいて銀行資金市場と銀行行動に関する聞き取り調査を実施した。その一部は、畑中康一によりディスカッション・ペーパーとしてまとめられており、またわれわれも畑中論文以後に行われた調査をも含めて、調査対象となったすべての銀行・金融機関のそれぞれについて個々の聞き取り調査結果をディスカッション・ペーパーに取りまとめた。さらに、この調査に基礎をおく小銀行行動のモデルについても検討を加えた<sup>1)</sup>。この研究は、われわれの上記のディスカッション・ペーパーをベースに、都市銀行・地方銀行・相互銀行・信用金庫の各種銀行・金融機関ごとに調査結果を集約し、それらの行動型を統括的に示そうとするものである。われわれの聞き取り調査が行われて以後、資金市場は大量の国債残高の存在と国際化の波の中で大きく変貌しつつある。したがって、現在の銀行資金市場とその中での銀行行動とは、われわれの調査時点のそれとは内

\* この研究は、1981年度および1982年度文部省科学研究費(課題番号56450064「不完全情報下の資金市場と銀行行動の分析」)による研究の一部である。この調査を行うに当たっては、日本銀行金融研究所の方々、日本銀行各地支店の方々、および各種の銀行・金融機関の方々のお世話になった(調査に應對されたのは、都市銀行では融資関係部・資金関係部・経理関係部の各次長(部長)、地方銀行・相互銀行では企画・融資・審査・経理の各部長(部長代理)、信用金庫では総務・融資・経理の各部長の方々である)。貴重な時間を費してわれわれの調査に協力して下さった方々に深く感謝の意を表したい。

1) 畑中康一「地方銀行・相互銀行・信用金庫の銀行行動」March 1982, 藤野正三郎「銀行資金市場と銀行行動—調査結果の概要」Discussion Paper Series No. 78, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, March 1983, 藤野正三郎「小銀行の銀行行動と信用割当」Discussion Paper Series No. 90, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, Aug. 1983.

容を異にしてきている可能性がある。しかし、われわれの調査内容は、その時点における銀行行動の姿を示すものとして、それなりの意義をもつものであると信ずる。われわれの調査結果を通覧すると、大銀行(都市銀行)、中銀行(地方銀行・相互銀行)、小銀行(信用金庫、それにわれわれの調査対象には入れられなかったが、信用組合)のそれぞれの相互に区別すべき銀行行動が浮び上がってくるように思われる。そして、これらの銀行タイプ別の行動の区別は、現在の状況の下においても有用であると思われる<sup>2)</sup>。

以下、まず、第1節で各種銀行・金融機関の規模、資金量中に占める相対的なウェイトを明らかにし、調査対象となる銀行・金融機関の銀行資金市場内で占めているポジションをみ、次いで、都市銀行・地方銀行・相互銀行・信用金庫の別に、調査結果を示すことにする。

## 1 各種銀行の規模

われわれの調査対象となる銀行・金融機関は、日本の各地にそれぞれ店舗網を展開し、それらの重なりの中で競争をくりひろげている。したがって、それらがどのような大きさの店舗網をもつのか、そして例えば県という行政区域で考えると、その地域の中でどのような規模で各種の銀行・金融機関が活動しているのかに関心がいだ

2) われわれは、かつて銀行行動を分析して、藤野正三郎「金融機関の行動と貨幣供給」『経済研究』Vol. 12, Jan. 1961, pp. 42-53で展開したことがある。その後、藤野正三郎「銀行行動とマネー・サプライの制御」貝塚啓明・兼光秀郎編『現代日本の経済政策』1981, pp. 42-69では、コール市場で模索的取引の下で、また非模索的取引の下で均衡が存在しない場合があることを明らかにし、そのようなケースでのマネー・サプライの制御可能性を検討した。しかし、それは、ここにいる大銀行モデルを中心とした分析であった。その後、前掲の「小銀行の銀行行動と信用割当」で明らかにした銀行行動モデルは、ここでのモデルを修正したものが、ここでの小銀行(信用金庫・信用組合)に適用されなければならないと考えている。それらについては、改めて他の機会にわれわれの見解を示したい。

第1表 銀行店舗数

年	都市銀行			地方銀行			相互銀行			信用金庫			信用組合		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
	本店	支店 出張所	(2)/(1)	本店	支店 出張所	(2)/(1)	本店	支店 出張所	(2)/(1)	本店	支店 出張所	(2)/(1)	本店	支店 出張所	(2)/(1)
1960	13	1,778	136.8	64	3,758	58.7	72	2,413	33.5	538	2,160	4.0	461	631	1.4
1970	15	2,394	159.6	61	4,274	70.1	72	2,772	38.5	502	3,369	6.7	532	1,566	2.9
1980	13	2,251	173.2	63	5,612	89.1	71	3,728	52.5	461	5,176	11.2	476	2,093	4.4
1984	13	2,851	219.3	64	6,654	104.0	69	4,058	58.8	456	6,368	14.0	461	2,337	5.1

\* 日本銀行『経済統計年報』(『本邦経済統計』)による。

かれる。そこで、まず各種銀行・金融機関の1銀行(1金融機関)当りの支店・出張所の数をみてみよう。

第1表によると、1960年から84年の間において、信用金庫数が80金庫程度減少したほかは、各種銀行の行数には大きな変化はない。しかし、1行当りの支店・出張所の数は増加した。特に、信用金庫・信用組合においてそのことが著しい。そして、1984年の時点でみると、地方銀行の1行当り平均支店・出張所数をベースにすると、都市銀行の店舗網は2.1地方銀行分、相互銀行のそれは0.57地銀分、信用金庫のそれは0.13地銀分、そして信用組合のそれは0.05地銀分であった。

また、1984年における全国47都道府県の1県当り平均銀行数をみると、地銀1.4行、相銀1.5行、信金9.7金庫、信組9.8組合であった。したがって、1県当りで見ると、1つの県には1地銀、2相銀(あるいは、2地銀、1相銀)、そして10信金と10信組という銀行組織をもっており、地銀の平均店舗網で測ると、1県の銀行組織は4~5地銀のサイズをもっていることになる。この上に、都市銀行の全国ネット・ワークが広がっているのである。

次に、都銀・地銀・相銀・信金のほか、信用組合・農業協同組合・長期信用銀行・信託銀行の貸出と預金の構成比をみると、第2表のようになる。これらの金融機関

の中で、都銀・地銀・相銀・信金の貸出の構成比は80~84%、預金のそれは84~85%であり、これに信用組合を加えると、貸出は82~88%、預金は85~90%となる。そして都市銀行のウェイトは低下し、これに対して信金・信組・農業協同組合のそれが上昇している。

いま、1980年における各種金融機関1組織当りの貸出額を求め、それを地方銀行1行当りの貸出額を単位として比較すると、都市銀行は7.90地銀分、相互銀行は0.43地銀分、信用金庫は0.08地銀分、信用組合は0.02地銀分となり、預金額について同様の計算を行うと、都市銀行は7.04地銀分、相互銀行は0.41地銀分、信用金庫は0.08地銀分、信用組合は0.02地銀分となる。さきの1県当り平均銀行数を考慮すると、1県の平均貸出額あるいは預金額は、地方銀行資金量を単位として測ると3~3.5地方銀行分となる。

## 2 資金市場と都市銀行の行動

さて、われわれは3都市銀行を調査した。その調査時点は、第1のそれは1982年3月11日、第2のそれは1982年3月15日、そして第3のそれは1982年4月20日であった。これらの調査を行うに際しては、予め、次のような調査要綱を当該都市銀行に提出しておき、それに従って聞き取り調査を行った。そこでまず、その調査要綱を示しておく。

### 資金市場に関する聞き取り調査要綱

#### 1. 資金計画・貸出計画について

①月間計画・4半期計画・年間計画などの作成方法。②計画の変更(調整)の実際。

#### 2. 貸出金利について

①貸出金利と公定歩合、預金金利、貸出自主規制金利(1975年4月18日まで)、コール・レートなどとの関係。②貸出金利決定に関しての貸手側と

第2表 銀行の貸出と預金の構成 (単位%)

	1960		1970		1980	
	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金
都市銀行	45.2	46.8	38.7	38.2	35.3	34.0
地方銀行	22.0	24.5	20.9	22.8	21.6	23.4
相互銀行	9.2	9.1	9.3	10.0	10.5	10.9
信用金庫	7.4	8.0	11.8	12.2	13.0	13.7
信用組合	1.5	1.6	3.1	3.1	3.4	3.4
農業協同組合	3.2	6.9	5.5	9.7	5.5	11.0
長期信用銀行	9.0	0.7	8.4	1.3	8.2	1.4
信託銀行	2.4	2.4	2.2	2.7	2.4	2.1
計						
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実数(億円)	103,989	119,273	561,724	635,792	2,021,822	2,509,764

\* 日本銀行『経済統計年報』(『本邦経済統計』)による。

借手側の力について。③貸出金利の決定に際しての他の金融機関における金利水準への配慮について。④貸出先別のレートについて。⑤貸出金利の引下げ、あるいは引上げは、どんな時に行われるか。

### 3. 貸出需要と貸出金利

①他の事情は一定として、貸出金利を引下げたとすれば、全体としての銀行資金需要はどう反応すると考えるか。②他の事情は一定として、貸出金利を引上げたとすれば、全体としての銀行資金需要はどう反応すると考えるか。③他の銀行の金利は一定として、ある銀行だけがその貸出金利を引下げたとすれば、その銀行の資金需要はどう反応すると考えるか。④他の銀行の金利は一定として、ある銀行だけがその貸出金利を引上げたとすれば、その銀行の資金需要はどう反応すると考えるか。⑤③と④に関して、大企業(大口貸出先、優良貸出先)での反応と、小企業(小口貸出先、信用度の劣る貸出先)での反応をどう考えるか。

### 4. 担保について

①担保と貸出との関係。②担保と貸出金利との関係。③貸出先別の担保の状況。貸出先別にみて担保量に対する貸出需要の反応の状況。④担保の掛目の内容。

### 5. 貸出額について

①全体としての貸出額は、どのような点を考慮して決めるか。②貸出企業別の貸出額は、どのようにして決められるのか。企業の資金需要と実際の貸出額との関係。③窓口規制の行われている場合、資金需要をカットし、より小さい金額しか貸出さないことが起こるか。④窓口規制の時期でなくとも、資金需給が逼迫すると、③のような信用割当が発生するか。⑤借手は、そのときの金利で量的に制限なく、いくらでも借入れることができると考えているであろうか。

### 6. 支払承諾・借入保証の利用状況について

### 7. 有価証券取引について

①国債・地方債・政府保証債の取引状況。②金融債の取引状況。③事業債の取引状況。④株式の取引状況。

### 8. 手形市場での取引について

①手形レートを決めるのは誰か。②貸出金利が手形レートに比して高いと、貸出拡大のために手形を売出すことを考えるか。③手形売出は、量的に制限なく行えると考えるか。④手形レートが貸出金利に比較して相対的に有利になると、貸出を押えて手形を買い入れるか。⑤手形買入は、量的に制限なく行えると考えるか。⑥手形保有と有価証券保有との間に代替関係はあるか。⑦手形レートの変化に対する手形売渡、手形買入の反応。

### 9. コール資金の取引について

①コール・レートを決めるのは誰か。②貸出金利がコール・レートに比して高く有利であると、貸出拡大のためコールの取入れを考えるか。③コール取入れは、量的に制限なく行えると考えるか。④コール・レートが貸出金利に比較して相対的に有利になると、貸出を押えてコールを放出するか。⑤コール取入れは量的に制限なく行えるか。⑥コール放出(取入れ)と有価証券保有との間に代替関係はあるか。⑦コール・レートの変化に対するコール取入れ、コール放出の反応。

### 10. 現先市場の利用状態について

①現先レートは誰が決めるか。②手形、コール、現先の間での代替関係をどう考えるか。三者の間の金利裁定の速度をどう見るか。

### 11. 譲渡性預金について

①譲渡性預金のレートは誰が決めるか。②譲渡性預金の発行は、量的に制限なく行えるか。③他行発行の譲渡性預金を量的に制限なく買入れることができるか。④譲渡性預金の取引市場はどのようなものか。

### 12. 日本銀行借入について

①日本銀行借入は、量的に無制限に行えるか。②窓口規制が行われているとき、その規制を守らないと、日銀借入額についての制限が大きくなると考えるか。③日本銀行借入には量的に上限があるとしても、その限度内では貸出が増加するにつれて借入可能額も増加すると考えるか。その他、日本銀行借入可能額に影響を与える要因があるだろうか。④日銀の再割引適格手形は、いかに何でも再割引することができるか。

### 13. 海外取引について

①海外貸出について。②外貨短資の取引状況について。③外貨預金について。④外国為替取引について。

以上の調査要綱にもとづき行われた聞き取り調査の結果は次のごとくである。調査結果での各調査項目におけるマル枠付きの番号は、調査要綱でのマル枠付きの番号に必ずしも対応するものではない。

#### 2.1 資金計画

① 営業店からそれぞれの資金需要予想を聞き、他方、マクロ需要を押え、預金については  $M_2$  の実績などを参考にして計画し、本部で全体の年間計画(予想)を決定する。営業店からの貸出計画申出額は、本部計画を相当に上廻る。しかし、実際の貸出増は、日本銀行の窓口規制以上とはなりえない。したがって、両者を考慮して貸出計画を立てる。貸出額は日銀窓口規制で決まると考えて

よい。上位行に対しては、日銀の窓口規制は常時行われている。都銀に対するその規制は平残(平均残高)と末残(期末残高)の両者について行われる。

② 都銀各行が、日銀に貸出計画を申出る。日銀は総枠を決めて、上位行、中位行、その他に割当てる。その場合、第一勧銀は別格として、富士・三菱・住友・三和の上位4行は4半期当り同一の貸出(増加)枠1400億円、東海・太陽神戸・三井の中位3行は同一の貸出(増加)枠1000億円であり、協和・大和・埼玉・北海道拓殖・東京の5行はシェア枠に少し余裕がある。中位銀行の貸出枠を1とすると、上位銀行のそれは1.38程度である。

③ 日本銀行の指定する貸出増加率をベースに、各年半期ないし4半期の貸出予算が立てられる。貸出枠が本部で中小企業向け、大企業向け、海外向けに、あるいは公共機関向け、関連会社向け、個人向け、貿易資金向け、海外向け(円建ローン)、企業再建向けなど資金要因別に、また店舗性格別に、都心店、住宅地店、地方店などの大枠に配分される。

④ 営業店の中の少数の大営業店が超大企業向けの貸出を行い、その他の一般営業店が、関東・関西の大企業、それに中小企業への貸出を行っている。中小企業へ貸出を行うと、関連預金を取ることができる。サービス業の従業員5人程度の小企業への貸出は、地方銀行・相互銀行の顧客層への都銀の喰込みである。企業内容・採算を考え、貸出先の優先順位をきめ、撤退したい顧客からは貸出を引上げ、進出したい企業に割振る。超大企業向けとしては、商社などの外国為替取引を行うことが多い。外国為替取引と外貨運用での収益のウェイトは相当高く(ある都銀では17~18%)、これがあるのが、都市銀行が地方銀行と違う1つの特徴である。

⑤ インパクト・ローンは、企業がそれを設備資金にあてようが、あるいは輸入決済に使用しようが自由な、使途に制限のない外貨の外国為替銀行からの借入であり、企業はそれを円でも外貨でも使用できる。その正式の呼び名はターム・ローン(期限付き融資)である。これには1年以内の短期のものと1年超の長期のものとの区別がある。1979年6月に期間1年以下のものが認められ、さらに1980年3月に邦銀がこれを取扱うことが認められた。これは日銀の窓口規制の枠外である。大蔵省は、この貸出に対する金利を、ユーロ資金の金利に0.5%上乗せした金利にせよとガイド・ラインをおいている。

普通の貸出には拘束預金があるので、表面金利が6%を若干上廻るものであっても、実効金利は8.5%くらいになる。そのときインパクト・ローンをとると、拘束預

金がなく、客にはこのインパクト・ローンの方が有利となる(商習慣として、インパクト・ローンの場合には預金を積ませない)。

⑥ 日本銀行の窓口規制の下で顧客の資金需要に対応する手段としては、次のようなものがある。まず、日銀規制の枠内での円貨の貸出を行い、さらに「含み貸出」を追加する。この含み貸出は統計数字としては出てこない。これは、顧客から小切手をもらい、貸出金額を表面から落すもので、銀行間では、総貸出の5~10%程度であるといわれている。第2に、上述の外貨貸がある。第3に、支払保証による斡旋融資がある。これは、顧客に長期信用銀行・外銀・生命保険会社・損害保険会社・農協などの資金を支払保証を与えることによって導入しようとするものである。しかし、これは最近では減少している。

## 2.2 貸出金利

### 2.3 貸出需要と貸出金利

① 長期プライム・レートは金融債レートによって決められ、その水準に関して都銀は発言権をもたない。そして、5年ものの利付金融債の0.9%高の水準が長期プライム・レートとなっている(実際上では、日本興業銀行がその水準を決定している)。短期プライム・レート(最優遇レート)は協会長銀行が決定し、他行がそれに追随する。その場合、定期預金金利との関連が考慮されている。住宅ローン金利も協会長銀行により決定されるが、長期プライム・レートと定期預金レートが変更になった場合に変更される。都銀の場合、政策協力のため、貸出金利を公定歩合に連動して変動させている。短期プライム・レートと長期プライム・レートの差は過去10年間2.22%であった。ところが現在では、6%対8.6%で2.6%の差となっている。そのため、長期貸へのシフトが起こっている。

② 従来は、顧客は長期貸では預金をおかず、短期貸では預金をおく傾向があった。しかし、最近では短期貸でも預金をおかない傾向がでてきている。これが長期貸へのシフトに拍車をかけている。大企業に対する短期貸の場合には、預金をその40%前後おいておくということで貸出金利水準を考えている。また、長期貸については、その15~20%の預金がおかれる。

③ 大企業には短期プライム・レートが適用される。昭和40年代後半までは、金利決定に際して銀行側に力があつた。しかし、昭和50年代に入ると逆転し、借手側に力があるようになった。そのため、短期プライム・レートの適用範囲は、次第に企業の格によらなくなり、

預金残高の大小などを考えて決められるようになった。

④ 貸出金利の広がり幅は、0.25%刻みで5段階、すなわち1%程度である。貸出先別レートは、企業の格によって異なり、優良企業には優遇レートが適用される。また、貸出先別の預金積みの状況なども適用レートの差となって現われる。

⑤ 貸出金利への他行金利水準の影響は、既存の取引先の場合と新規取引先の場合とで違ってくる。都銀間で貸出金利水準の同一化の傾向があるが、これは、都銀各々の金利が他行金利から影響を受けていることを現わしている。

⑥ 貸出金利の引上げ・引下げの8割は、公定歩合ないし短期プライム・レートに連動して行われる。残りの2割程度が、資金需給の状態を反映するが、他行金利との関係で顧客から調整を求められる。

⑦ 貸出額の大きさ、株式取得の程度(独占禁止法により、1企業について金融機関が保有できる株式はその資本金の5%以内である)などによって、1顧客に資金を供給する銀行の間にメイン・バンクが生れる。そして、メイン・バンクの貸出レートが下げられると、他の銀行も追隨して貸出金利を下げると、上場会社は、都銀全部、長期信用銀行・信託銀行などと取引し、取引銀行の多い企業では、100行以上と取引している。企業は、設備資金はメイン・バンクから借入れ、増加運転資金については全部の取引銀行から借入れ。企業の業績が悪くなると、メイン・バンク以外の銀行が金利を引上げてゆく。

⑧ 貸出需要の貸出金利の変化に対する反応は、マクロ的には大きくない。そして、その反応の程度は、金利の変動幅が大きいか小さいかに依存する。

⑨ 地方銀行貸出レートは高位安定、都市銀行貸出レートは低水準にあって変動幅が大きい。この金利ビヘイビアの差は、それぞれの貸出先の資金需要の利子率の変化に対する反応の差の現われである。同様な金利ビヘイビアの差は、同一銀行内でも顧客の違いによって生ずる。名古屋地方では、相互銀行・信用金庫などの間の競争ははげしく、名古屋金利といわれているものが生れている。仙台地方でもこれに類似した現象が生じている。中小企業金融公庫のレートは8.3%の固定レートであり、中小企業の貸出は、これと競合関係に立つ。

⑩ 自行だけの貸出レートの変動に対しては、資金需要のシフト反応は大きいものと思われる。大企業への貸出レートは、短期プライム・レートの変動通りに変動する。公定歩合が上がったとき貸出金利を上げた貸出先には、公定歩合が下がったときも貸出金利を下げる。そう

でない小企業への貸出については、金利の変動は少ない。そして、各営業店別に見て、金利引上げのときあまり引上げない店舗では、引下げのときもあまり引下げない。引上げ幅の大きい店では、引下げ幅も大きくなる。

⑪ 経営上の情報・取引上の各種のメリットを与えることにより、金利が高くても顧客は資金を需要する場合がある。すなわち、銀行資金市場において、非価格競争が存在する。

## 2.4 担 保

① 銀行貸出は、原則として有担保であり、10の貸出に10の担保をとり、リスクをゼロに近づけるのが、日本の銀行の行動基準である。しかし、短期貸出の場合、信用貸を行うことがある。また、担保額が貸出額より少ない場合もある。中小企業への貸出は、基本的には担保を取って行われ、また根抵当を取ることもある。

② 担保と金利との関係については、両者は相互に独立であるとする都銀もあるし、担保を取るにより貸出のリスクがカバーされると、貸出金利を安くする場合もあり、それは1つには担保の銘柄によるとする都銀もある。

③ ある都銀における担保の取扱基準は次の通りである。すなわち、担保受入物件について規定内担保と規定外担保に区別し、前者の受入については申請・審議を省略する。この都銀への預金・別途指定する株式および公社債が規定内担保の対象物件である。それ以外の株式・公社債、投資信託受益証券、貸付信託受益証券、金銭信託証書、他行定期預金証書、不動産、商品、その他が規定外担保の対象である。

④ ある都銀の主要担保物件の掛目は次の通りである。この都銀への預金は丸掛、規定内(第1種)株式は時価の7掛、規定内(第2種)株式は時価の6掛、規定外株式は時価の5掛、利付国債・割引国債・規定内地方債・特殊債は時価の8.5掛、規定内第1種転換社債は時価の7掛、規定内第2種転換社債は時価の6掛、規定外転換社債は額面の5掛、投資信託受益証券は時価の5掛、貸付信託受益証券、金銭信託証書は額面の9掛、他行定期預金証書は額面の9.5掛、不動産は評価の6掛、商品は評価の5掛である。

⑤ ある都銀では、掛目を多くみようとする場合、営業店の決定によるのではなく、本部審査に廻すことにしている。

## 2.5 貸 出 額

① 企業への貸出に際しては、都市銀行は、企業ごとの銀行側からみた採算を考慮してそれぞれの企業への貸出

額を定める。ある顧客についての貸出による収益と預金による費用との差、すなわちその預貸利益を、(貸出-預金)×振替レートとして表わすことのできるような振替レートを考える。このレートは現時点では平均的には7.6%である。この預貸利益に手数料収入と外国為替収入を加えたものが粗利益となる。粗利益の対貸出額比率が粗利益率である。各顧客に関して一定の粗利益を確保するよう努力する。そして、各顧客ごとに、その他の経費を当座勘定に関しての小切手1枚ごとのコスト、振込1件当りのコスト、商業手形割引の1枚当りのコストをベースに計算し、その経費引利益を算出する。ある都銀では、法人取引先の中でその1割については、毎月粗利益率を出し、そして預金内容の変更、預金量の変更を求めることによりその企業との取引が採算ベースに乗るようにしている。例えば、金利引下げのとき、顧客のおいている定期預金を短期のものに変更し、預金金利を安くして、貸出の実効金利を高めるような操作が行われる。

② 顧客を7ランク程度に分け、第1ランク、第2ランクの顧客には積極的に貸出す方針でのぞみ、第3ランクに対してはシェアの維持、第4ランクについてはシェアの引下げ、第5ランクではメリット見合いで貸出し、第6ランクには貸増しストップ、第7ランクについては撤退方針でのぞんでいる。第4ランク以下は、金融引締め時になると、貸出をカットし、信用割当を行う。

③ 貸出には、各営業店の店長専決の貸出と本部審査の貸出とがあり、前者については各店別に枠が設けられている。そして、各銀行に対しては、貸出内容について大蔵省の審査と日銀の考査が行われている。

④ 信用割当は、最近の状態は別として、行われるのが常態である。

⑤ 借手は、あるレートの下で例えばその借手の年商額の(1/2)の金額を借入れると、銀行はそれ以上貸さないと考えている。したがって、借手は銀行からの借入可能額に制約があると考えて行動している。

⑥ 銀行は、短期における利潤極大よりも長期におけるそれを考えるので、コール資金が安くてもそれを取入れて貸出に廻すということは余り起こらない。

## 2.6 支払承諾・借入保証

① 都市銀行は、政府系金融機関の代理貸を行い、その借入保証を行っている。長期信用銀行の都銀による代理貸は、レート、担保が同一条件となるので行われていない。

② 一般借入保証としては、長期信用銀行・信託銀行・生命保険会社・損害保険会社・農林漁業系統金融機関よ

りの借入に対する支払承諾がある。

## 2.7 有価証券取引

① 国債が発行されるとき、日本興業銀行が幹事銀行となり、証券会社と銀行が引受け、証券会社が市場で売る分を除いて各銀行が一定比率で割当てられる。その引受シンジケート団の中での都市銀行の割当分は42.2%である。国債を市場から買入れ、レートの高いもの、残存期間の短いものへと国債の手持残高の構成を変更することもある。

② 地方債については、県金庫となっている場合、引受割合がきまっている。

③ 政府保証債は、発行団体との取引関係を維持していくため、引受比率がきまっており、それに従って引受ける。

④ 金融債は、以前は日銀資金の調達に際しての担保とする目的で買入れていた。長期信用銀行債の発行額の18%程度は、都銀が利付金融債という形で買入れている。しかし、最近では買入額を下げている。

⑤ 事業債は、その発行企業との資金取引関係を維持するため、その企業への貸出に対するあるパーセンテージで引受けている。しかし、機関投資家や個人の事業債買入が増加しはじめている。

⑥ 株式は、企業との取引関係を重視して保有され、都銀にとって受身の運用となっているが、買入価格と市場価格の差をみて、キャピタル・ゲインがあるときには売却を行うこともある。

⑦ Asset Liability Management(ALM)を導入する都市銀行が、1979年半ば頃より出はじめている。そこでは、毎月ALM会議を開き、将来の金利予想を踏えて、有価証券保有の内容がきめられている。

⑧ 有価証券保有とコール取入れは、資金繰りの上から代替性をもっている。

⑨ 国債の取引について、次のように自由化が進展した。1978年1月、資金運用部保有の国債が入札によって売却され、この年の6月、中期国債が入札によって発行されるようになり、また、日銀が国債の買オペに入札制を導入した。1979年5月、日銀は国債買オペを機動化した。1980年2月には、国債振替決済制度が発足し、国債の流通市場が整備されることになった。そして、同年5月、銀行保有国債の売却制限が、発行後1年から流通市場上場時(発行後7~9ヵ月)に短縮された。さらに、1981年4月には、国債売却制限が緩和され、発行後4ヵ月目の1日から売却可能となった。この年の5月、日銀の保有する短期国債が市中に売却された。

## 2.8 手形市場取引

### 2.9 コール資金取引

① 1981年6月30日現在において、わが国の短期金融市場は、コール市場・手形売買市場・譲渡性預金(CD)市場・現先市場である。これら4市場の特色・市場参加者・取引形態・取引期日・取引単位・その他の注意すべき点を示すと次の通りである。

② まず、コール市場と手形売買市場を一括して述べる。1) これら2市場の特色は、それらが金融機関相互間の資金過不足を調整する短期の運用・調達市場であり、主として都銀が大口取手、その他が出手となっている。それらは日本銀行の金融調節の場である。2) コール市場と手形市場における市場参加者は、短資会社・民間金融機関・生命保険会社・損害保険会社・証券会社・証券金融会社であり、日本銀行は、コール市場に対しては短資会社への貸出、売出手形を通じて間接的に市場参加しており、手形市場では主として短資会社を経由の売買オペレーションにより直接参加している。3) 取引形態は、コールについては、半日物(取引日中に決済)、無条件物(取組日の翌日以降随時決済可能)、期日物(2~7日物があり、取引日を含め2日間以上の確定期間を据置く条件物)があり、半日物を除き、担保として国債・政保債・優良地方債・事業債・金融債等がつけられなければならない。手形については、1ヵ月物(売買日翌日の応当日および応当日の翌日から15日以内のもの)、2ヵ月物(売買日2ヵ月後の応当日を中心に前後各15日以内のもの)、3ヵ月物(売買日3ヵ月後の応当日を中心に前後各15日以内のもの)、4ヵ月物(売買日4ヵ月後の応当日および応当日を遡る15日以内のもの)がある。手形取引は、通常、優良企業振出商業手形・貿易手形・円建期限付輸出手形を原手形とし、これら原手形を付随担保に銀行が振出す自己引受け、短資会社受取りの為替手形、すなわち表紙手形の割引という形をとる。4) コール取引の期間は1~7日以内であり、手形取引のそれは1~4ヵ月以内である。5) コールの取引単位は、慣習上、最低100万円、通常1億円以上であり、手形取引におけるそれは、最低1000万円、通常1億円以上である。6) コール・手形市場への参加の適・不適は、日銀が認定している。

③ コール・手形市場との関連で、譲渡性預金(CD)市場の状況を述べる。1) その特色は、市場参加者に制限のない公開市場であり、発行と流通の2市場で形成されていることにある。2) CD市場には、CD発行者としての全金融機関が参加し、誰でもがCD購入者として参加することができる。また、金融機関・短資会社・金融機

関の関連会社が流通機関としてそこに参加している。3) CDの取引は、無担保で行われ、中途での売買は、指名債券を譲渡する方式でなされる。その場合、確定日付を付し発行銀行の承諾をえるようにする。またCDの現先取引は、1ヵ月以内の超短期物である。4) CD取引の期間は、3~6ヵ月以内である。5) CDの取引単位は、5億円以上1000万円刻みとなっている。6) 個別銀行ごとに発行残高に規制がある(1981年4~6月期で銀行の自己資本の50%)。

④ 現先市場の状況は次のようである。1) その特色は、条件付(売または買戻しの条件付)の債券売買による実質的短期金融取引であり、証券会社・事業法人がそれぞれ大口の資金の取手であり、また出手であることである。2) 現先市場へは、証券会社・金融機関・事業法人・各種共済組合・非居住者(1979年5月12日解禁)が参加している。3) 現先の取引形態としては、自己現先、すなわち、証券会社の資金調達のための売現先、委託現先、すなわち、証券会社が事業法人等の委託によって行う売現先・買現先がある。対象債券は、国債・地方債・特別社債・特別事業債・円建外債に限定されている。4) 現先の取引期間は、1年未満であり、通常1~3ヵ月である。5) 現先の取引単位は、通常、1億円以上である。6) 委託現先・自己現先ともに残高規制があり、都銀等の売現先のほか、1981年4月にその買現先が認められた。現先取引には、有価証券取引税がかかるという問題点がある。

⑤ 次に、短期金融市場の自由化の動向について明らかにしておく。1) 第1に、手形市場では、1978年6月、振出後1ヵ月経過した手形の転売が認められるとともに、その金利が自由化された。1978年11月には、自由レートによる1ヵ月手形取引が新設され、2山越を除き3山越、4ヵ月物手形レートが自由化された。そして、1979年10月、2山越手形レートの建値制が廃止され、手形レートはすべて自由化された。

2) 第2に、コール市場については、1978年6月、コール・レートの建値が弾力化され、同年10月、自由レートによる7日物コールが新設された。そして、1979年4月、コール・レートの建値が廃止され、コール・レートはすべて自由化され、7日物が7日以内期日物に多様化された。そして、1980年11月、証券会社のコール資金取入が実現し、1981年4月には、都銀もコール放出を行うことができるようになった。

3) 第3に、CD市場が1979年5月に新設され、CDの発行限度は自己資本の25%とされた。それが、1980年

3月には、1981年4~6月で自己資本の50%まで高められた。

4) 第4に、現先市場に関しては、1973年12月における都銀の売現先の残高は200億円であったが、1979年4月には、都銀の売現先残高は2900億円まで増加した。そして同年5月、非居住者の現先取引が認められ、資本流入規制が緩和された。1980年5月には、都銀の売現先は1兆円を超えた。そして、1981年4月には、都銀が買現先を行うことが認められた。

⑥ 以上で明らかなように、手形とコールの差は、期間の短長、それに伴う銀行の資金繰り上での利用の仕方における差である。手形取引では、商業手形の再割引を行うこともあるが、上述のように、表紙手形(為替手形)を発行することもある。コール取引の場合には、短資会社宛に約束手形を発行し、国債などの担保を付ける。

⑦ 手形レート、コール・レートは、短資会社が日銀から都銀の資金繰りについての情報を取入れ、その資金需給の状態をみて設定する。その水準は、もちろん、需給状態から離れていないとしても、需給状態それ自体が日銀の政策的態度に依存している。短資会社を媒介とした取引のほかに、銀行間の直取引も行われている。この直取引の場合でも、短資会社設定のレートが基準となる。

⑧ 都銀は、コールについては、マネーとして取入れていても、前述のようにローンを放出できるようになった。しかし、手形については、それを売出すと、買入れはできないようになっている。(日銀借入で短期資金を取入れ、それをより高いレートで手形の形で短期資金として放出することは認められない。)

⑨ コール・手形の取手は、その取引量には制約があると考えている。その制約は、究極的にはコール・手形の取入れに際しての担保の存在量によって決まる。コール・手形という短期資金の出手にとって、放出量の制限はない。

⑩ 朝の時点で東京の手形交換の勝負はわかっている。11時になると、全国の手形交換の勝負がわかる。そして午前中は預金の流入で資金繰りをつけ、午後になってコール資金取入れで資金繰りを調整する。したがって、コール・手形取引には、資金繰りの事後的調整としての側面がある。資金が不足し、短期資金を取入れる場合、従来のコール取引なり手形取引なりでのシェアを考えて割当てる。その場合、コールなど取入れ必要量が満されず、しかもそのギャップが日銀借入でその日に埋められなかったとしても、準備預金の積みとしては1ヵ月の

調整期間があるので、その間に貸出を押えるなどして調整される。しかし、期末に積み不足の事態が起こると、日銀は、その都銀に貸出さざるをえない。そして、そのときのレートがどのようであろうとも、準備預金の積立での進捗率がどのようであるかにより、コール取引が影響を受けるのである。

⑪ 短期資金レートが高い場合には、貸出の拡大を安易に行うことはできない。しかし、貸出量が短期資金レートに敏感に反応するということはない。つまり、貸出と手形・コールの間には代替は働かない。短期資金レートが高くても、長期の利潤を考えて、貸出量を維持するからである。

⑫ 国債・地方債・金融債の売りで資金を賄うか、コール・手形で資金を取入れるかの選択、あるいは、CD・現先の組み合わせが利潤原理から考えられている。この点、Asset Liability Managementによる金利変動リスクの管理体制を確立し、不確実性下におけるリスクと収益のミックスにおける最適性を達成するよう運営している都銀が出てきている。そして、このためできるだけ正確に金利予測を先行指標、デフュージョン・インデックス、回帰分析、エコノメトリック・モデル等を用いて行っている。

## 2.10 現先市場の利用状態

① 現先取引の中で証券会社が自己現先を行っている部分が多いので、現先レートは証券会社によって提示されることが多い。銀行と企業との間で直接に現先取引を行うこともあるが、この場合、証券会社経由の取引におけるレートが参考レートとなる。(現先取引は、債券残高の変動となって現われ、現先取引自体としては貸借対照表には明示的には示されない。)

② 手形・コール・現先・CDの間の代替関係は強い。その場合、資金運用サイドからも資金調達サイドからも代替が行われる。外貨預金については、銀行サイドでは他の短期資金との間の代替はない。しかし、顧客サイドで他の資金との代替関係がある。そのような代替関係を通じて、手形・コール・現先・海外資金の各レート間の裁定が働く。その際、手形とCDの間では金利裁定関係は密接である。債券をもっている場合、売現先を行うか、売切りにするかは、債券価格の先行の予想に依存する。そこで、現先レートは、手形レートとCDレートほどには密接な裁定関係にない。また、現先には証券会社の自己現先が相当あるので、証券会社の資金ポジションの如何によっては、現先レートがコール・レートと違った動きを示すことがある。

③ 現先取引については量的な制限はなく、売現先を計画値だけ実行することはできるであろう。しかしそのとき、レートが上がる可能性がある。

④ 現先を行うに際しては、取引税の負担がある。これは、国債の場合、証券会社1万分の1、その他1万分の3であり、その他の債券の場合には、これの5割増しである。国債を用いて証券会社経由で売現先を行うと、売手の負担は、(1万分の1+1万分の3)の2倍、すなわち、1万分の8となる。直取引の場合には、(1万分の3+1万分の3)、すなわち、1万分の6となる。

### 2.11 譲渡性預金について

① 譲渡性預金(CD)取引では、3ヵ月～6ヵ月の期間、5億円以上の金額単位で行われる。この取引での顧客は、現先市場にも接近できるので、CDレートは現先レートに近いレートで、銀行と顧客の間の相対で決められる。しかし、CDの売却は短資会社を通じて行うこともあり(CDの流通を取扱えるのは、金融機関・短資会社・ファクタリング会社(売掛債権買取り会社)の三者である)、そしてCDの現先が行われることもあり、短資会社が仲介することが多い。短資会社は、現先レートをみながら、CDレートを銀行に提示する。銀行がそれを受入れることもあるし、受入れないこともある。CDレートは、銀行間で若干の幅がある。同一の銀行が相手によってCDレートを変えることもある。

② 銀行がCDを発行すると、他の預金と同様に準備預金積立の負担が伴う。しかし、他の預金の受入れが銀行にとって受動的であるのに対比して、銀行はCDの発行を能動的に行うことができる。もっとも、CD発行には、その発行額が広義自己資本の50%以内に限られるという量的制限がある。しかも、銀行は、その自己資本の50%という枠内でも、そのときの市場レートで調達したいだけの資金をCD発行で調達できるわけではない。その需要に関する量的制約が大きい。

③ 他行発行のCDについては、新規発行分については買入れを認められず、既発行分については都銀と農協は50億円まで買入れが認められている。(都銀と外銀の発行したCDなら買入れてもよいと日銀は指導している。) 他行発行のCDの銀行買入れを無制限に認めると、インターバンク市場でのコール・手形市場の位置が低下する可能性があり、そして、CDの発行には担保をつけないので、その発行による資金調達、短期資金市場での有担保主義の否定につながる。この点から、日銀はその運用の自由化は好ましくないと考えている。さらに臨時金利調整法による預金金利の固定化に反するという面

(CDレートは変動レート)もある。

### 2.12 日本銀行借入について

① 1962年、新金融調節方式が定められ、それにもとづき日本銀行借入の枠がきめられることになった。各4半期ごとに、各都市銀行に対して、日本銀行より文書によって日本銀行借入額の枠が通達される。各都市銀行について、広義自己資本のシェア、資金ポジションの状況等を勘案して定められたと思われる日銀借入のシェア比率があり、その時々の日銀貸出総額が与えられると、その総額に各都銀のシェア比率を乗じて定まる大きさがその都銀の日銀借入限度枠となる。その枠内でも、日銀借入を自由に行えるわけではない。都市銀行は、日銀がコール資金の必要量をインターバンク市場全体としてどの程度と判断しているかを推定し、その推定量に自行の日銀貸出枠を乗じて自行の日銀借入可能額を想定し、これにもとづいて行動している。

この場合、大きな預金残高をもつ銀行には、貸出枠が大きく与えられ、ローン依存の高い銀行には貸出枠が引下げられる。したがって、貸出が拡大すれば、それに応じて日銀借入可能額が増加するということはない。そして、都銀の仕振りが悪いと、日銀借入が押えられるというペナルティをこうむることになる。

② 日銀借入限度枠内ならば、再割引適格手形を日銀で再割引することはできる。しかし、再割引は手続がめんどうなこともあり、都銀は実際上ほとんど手形を振出し、債券を担保として、借入金の形で日銀資金を利用している。

③ 日銀資金についての利子計算は、両入れで行われるので、1日だけ借りて2日分の利子を支払わなければならない。

### 2.13 海外取引について

① 海外取引には、外貨による取引、非居住者による取引がある。

② ある都市銀行の外貨建取引の規模は、250億ドル(5兆円強)の調達・運用であり、内貸付は、83億ドル、有価証券(CD、ノート)12.5億ドル弱である。放出市場としては、ユーロ・マーケット、東京ドル・コール市場、米国のフェデラル・ファンズ・マーケット等がある。資金調達は、ユーロ・マーケットから7割、外貨建CDの発行で1割、コール・マーケットより1割(東京ドル・コール、フェデラル・ファンズ・マーケット、ロンドン・マーケット)、残り1割は貿易金融にからんだドル調達(輸出ドル手形の他行再割引)である。

③ 海外取引では、有利ならコールを取っても貸出を

行う。

④ 中長期運用(期間10年)で収益15%、中長期調達(5年のCDで調達)でコスト10%程度である。CDはアメリカ市場、ロンドン、香港で発行している。貸出の1/2は日本企業に無担保で(ただし親企業からの保証をえて)貸出しており、1/4は外国政府へ、1/4は非日系企業へ貸出している。

### 3 資金市場と地方銀行の行動

われわれは、地方銀行、相互銀行、信用金庫については、以上の都市銀行の場合とは若干異なる「資金市場に関する聞き取り調査要綱」を予め提出し、それをベースとして調査を実施した。その要綱は次のごときものである。

#### 資金市場に関する聞き取り調査要綱

##### 1. 資金計画・貸出計画について

①月間計画・4半期計画・年間計画などの関係。②計画の変更(調整)の実際。

##### 2. 貸出金利について

①貸出金利と公定歩合、コール・レートなどの関係。②貸出金利決定に関しての貸手側と借手側の力について。③貸出金利の決定に際しての他の金融機関における金利水準への配慮について。④貸出先別のレートについて。⑤貸出金利の引下げ、あるいは引上げはどんな時に行われるか。

##### 3. 貸出需要と貸出金利

①貸出金利を下げたときの資金需要の反応をどう考えるか。②貸出金利を上げたときの資金需要の反応をどう考えるか。

##### 4. 担保について

①担保と貸出との関係。②担保と貸出金利との関係。③貸出先別の担保の状況・貸出先別の担保量に対する貸出需要の反応の状況。

##### 5. 貸出額について

①貸出総額はどのような点を考慮してきめるか。②貸出企業別の貸出額はどのようにしてきめられるか。企業の資金需要と実際の貸出額との関係。

##### 6. コール資金の取引について

①コール資金の放出・取入の計画と貸出計画との関係。②コール資金の予定放出・取入と実際のコール取引の関係。③コール・レートをきめるのは誰か。④あるコール・レート(その時の市場レート)でコール資金をいかほどでも放出できると考えるか。あるいは市場レートでコール資金はいかほどでも取入れることができると考えるか。

##### 7. 現市場の利用状態について

##### 8. CD(譲渡性預金)について

以上の調査要綱にもとづき聞き取り調査を行った地方銀行は6行である。その調査時点は、1981年12月7日、1981年12月9日、1981年12月10日、1982年2月15日、1982年2月16日、1982年2月18日である。

#### 3.1 資金計画・貸出計画

① 2年ないし3年の長期計画をたてる地方銀行もある。その場合、半期ごとの期末残高と平均残高の資金計画が作定されるが、各営業店別の計数までは想定されない。しかしより一般的には、年間計画あるいは半期計画をたて、それを4半期、月間にブリーク・ダウンすることが多いようである。

② 資金計画の設定に際しては、預金の計画をベースとする銀行が殆どである。すなわち、まず、預金量の伸びを過去の預金実績値、実質経済成長率、インフレ率、マネー・サプライの動き等を利用し、あるいは都銀などの資金量の伸び率の推定値を借用して推定する。また、銀行としてのポリシーをその推定に織込む。

他方、貸出については、企業の資金需要の実績を考慮し、あるいは最適預貸率と考えられる預貸率水準(貸出額の預金額に対する比率で、70~80%とする銀行が多い)により貸出計画を設定する。また、預金、貸出、余資をそれぞれ計画した上で、預貸率を考慮してそれらの間の調整を行う地銀もある。さらに、預金、貸出、有価証券等の項目をつめた上で、それらの間にギャップが出る場合、それをコール資金量で調整する形で計画をたてる地銀もある。

③ 計画の設定に当たっては、本部作成の計画と各営業店からの計画ないし予測の間の調整が行われる。その際、各営業店別に預貸率を設定し、それが守られないと、次の4半期における資金配分にペナルティーを与える地銀もある。

④ 月間計画では、予算と実績を照合し、若干の修正を加え、また貸出の実績が計画以下のときは、その原因を検討して、4半期計画でその対応を考慮する地銀もある。

⑤ 地方銀行は、地方公共団体の指定金融機関となることが多い。その場合、そこからの資金需要を外生的に所与であるとし、その大きさが変動すると、それと全体の貸出総額の差として定められている一般貸出の大きさを変化させて調整を行う地銀もある。そして、時期によって、預金と貸出の相対的な大きさに変化がある。

### 3.2 貸出金利

① 公定歩合が変更されると、幹事行(全国銀行協会連合会の会長行)がプライム・リーダーとなり、短期プライム・レートを変更する。各行は、これに追随してその短期プライム・レートを変更する。この短期プライム・レートは、第一部上場会社、都市部営業店の優良貸出先への貸出に適用される。

② また、短期プライム・レートが動くとき、それぞれの資金需要者にとってのメイン・バンク・レートが変動する。そうすると、その資金需要者にメイン・バンクと並んで資金を供給しているその他の銀行のその資金需要者への適用レートが、メイン・バンクとの競争上、メイン・バンク・レートに追随して変更される。

③ 長期金利は、利付金融債金利に0.9%上乗せした長期プライム・レートにスライドして変動する。その場合、変更後の金利の適用は、原則として新規貸出分に限られる。いわゆる固定レートである。生命保険会社は、長期プライム・レートが変更されると、それにフル・スライドするケース、ハーフ・スライドするケース、および金利固定の3タイプの反応を行っている。これに対して、地方銀行はハーフ・スライドの反応を行う。

④ 貸出金利の決定については、高度成長期には銀行側が主導権をもっていた。しかし低成長期に入ると、借手の中の優良顧客が金利水準についての主導権をもつようになった。ただ、実効金利水準は、銀行側が歩積両建て調整して決定する。

貸出金利を引上げる際、預金金利が引上げられたので貸出金利も引上げると銀行が主張すると、顧客に金利引上げを説得しやすい。預金金利引下げの場合には、取引内容によってさまざまであるが、預金金利の低下に伴って貸出金利も下がる傾向がある(藤野コメント：銀行が直面し、そして予想している資金需要曲線は、逆L字型の屈折需要曲線となっているのではないか。その場合、社会的に容認される貸出金利水準が存在し、その水準で想定資金需要曲線は貸出量軸に平行になっている。そして、社会的に容認される貸出金利水準を貸出のコスト、したがって預金金利の水準によって顧客に説明すると、そのことの経済理論的な当否は別として、顧客を説得し易いのであろうと思われる。その結果、社会的に容認される貸出金利水準が、預金金利の動きに連動してセットされることになるのであろう。この社会的に容認される貸出金利水準には、他行金利も影響を与えているが、コール・レートがその影響を与えることはない。

その場合、貸出金利の水準は、預金金利・人件費にマ

ーク・アップを加えて定められる。このマーク・アップの部分は資金需給の状況に反応して変動する。すなわち、資金の超過需要が生じている場合には、貸出金利に対する銀行の影響力が強くなり、逆の場合には逆である(藤野コメント：銀行は、貸出増によって貸出のコストが増加すると考えるより、貸出増によって回収しなければならないコストを貸出額に比例して考えているのではないか。そして、銀行の想定した資金需要曲線の下で設定したある貸出金利の下で資金の超過需要が生ずると、銀行は資金需要曲線が上方にシフトしたと判断して金利を引上げ、逆の場合には、需要曲線の下方シフトが起こったと考え、金利引下げの調整を行う。その引上げ調整の可能なことを銀行の金利への影響力が強いと感じ、その引下げ調整を余儀なくされることを銀行の金利への影響力が弱くなっていると感じているのではないか)。

⑤ 貸出顧客別にその貸出金利をみると、預金残高の相対的に大きい借手は、リスクも低く、それへの貸出には低い金利が適用される。自己資金比率の高い企業に対しては、他行との競争上金利を安くせざるをえない。そのため、大企業・優良企業への貸出の金利は低くなり、そうでない企業への貸出の金利は高くなる。大企業に対しては、金利を低くしても、そこからえられる純利益の大きさが大きくなる。また、貸出先企業の総合的にみての銀行への取引上の協力度合、すなわち、預金残高水準・内国為替・外国為替・口座振替・財形取引・給与振込の利用状態などを勘案して、適用金利が考えられる。

一般的にいて、都市では都市銀行との競争上、短期プライム・レートの変動に対する追随率が高く、田舎ではタイム・ラグが長く、追随率が低い。そして、極端な場合には、貸出金利が公定歩合とは無関係に相当の高水準に維持される。

このような貸出先別のレートの格差は2~3%程度(都会地の地銀に多くみられるが、場合によっては5%程度)であり、そして金利水準の上昇するときには、この開きは狭くなり、金利水準の低下するときには、この幅は拡大する傾向がある(藤野コメント：都銀・地銀・相銀・信金の金利ビヘイビアと対応している)。

⑥ 貸出先別のレートとしては、地方銀行によっては、上場企業は別格として、貸出1億円以上の企業を1)積極的に貸出を拡大する企業、2)申込に応じて貸出を拡大する企業、3)現状維持の貸出先、4)貸増しをしない企業、5)できれば貸出を縮小する企業、6)撤退決定企業のランクに分け、適用レートに格差を与え、貸出撤退の企業にはレートを高位に固定して撤退を計っている。

### 3.3 貸出需要と貸出金利

① 貸出金利の変化に対し、一般的に貸出需要の反応は鈍いといわれている。貸出金利水準はどうあるうとも、資金を獲得できればよいという企業が多いとされている。また、貸出金利の引下げに対しては貸出需要の反応は小さいが、その引上げには貸出需要が減少すると主張する地方銀行が若干存在する。そして、ある地方銀行は、企業の資金需要は、その生産物の需要についての見通しに大きく依存しており、期待された生産物需要の大きさから逆算して資金需要の大きさを決めるように思えると考えている。

② また、他の競争銀行が貸出金利を一定に保っているときに、自行だけが金利を変化させると、資金需要の敏感な反応が生ずると主張する地方銀行が多い。しかも、その際、大企業の方が中小企業より貸出金利の変化により敏感であるとされる。それは、大企業・優良企業は多くの銀行と取引関係を結んでおり、その間の資金需要シフトが大きいからと考えられる。特に、商業手形の割引の場合にこの種のシフトが大きいようである。そして、大企業は金利を動かしてくれる銀行を歓迎し、小企業は金利の変動を歓迎せず、その結果、固定化の傾向が生ずる。

また、短期資金需要よりも長期資金需要の方が金利の変化に敏感であり、金利上昇が期待される場合には、長期資金の需要増が著しくなる。しかし、それにしても、設備投資は金利の動きには敏感に反応せず、その設備投資によってもたらされる生産量についての売上量の大きさ、そして投資のために獲得可能な資金量の大きさによって制約されている。

### 3.4 担 保

① 長期貸出については100%の担保をとる。しかし、短期貸出については担保をとらない場合もある。商業手形の割引では無担保のことが多く、手形貸付では相手により担保をとる。証書貸付では不動産担保を入れさせる。根抵当権を設定するケースが多い。小口の貸出については保証協会の保証をとる。担保額は貸出額の100%とするのが原則である。

② 短期貸出については、企業別に与信限度(極度)を設定し、その限度を例えば6ヵ月ごとにチェックする地銀が多い。

③ 担保の掛目は、対象物件により第3表のようである。

④ 他行との競争上担保の取り方をきつくすると資金需要が減少するという地銀が多かったが、担保の取り方

第3表 地方銀行の担保掛目 (単位%)

	地銀1	地銀2	地銀3	地銀4	地銀5
国債	80~90	90			70
一部上場株式		80			70
二部上場株式		70			60
機械		低し			50
建物			60	} 56	
土地		80	70		
一般	70				

の強弱により資金需要が変化することはないという地銀もあった。そして、担保の取り方と資金需要とに関係があるという場合、内容のよい企業について担保の取り方を強くすると資金需要が減少するというのである。すなわち、資金需要者の事業内容によって、担保の取り方と資金需要の反応が異なるということであった。

⑤ 担保額を増加すれば金利を安くするという地方銀行(担保の取り方の強弱が資金需要に関係があるという銀行にこれが多い)と、担保の多少により金利に差をつけないという地方銀行(担保と貸出需要に関係はないという銀行)とがある。

⑥ 担保の有無にかかわらず、貸出に保証人をつける地銀がある。

⑦ ある地銀の担保別貸出構成は、預金担保5%、有価証券担保1%、不動産担保25%、その他担保5%、計36%であり、保証(保証人、保証協会保証)40%、信用貸24%であった。その場合、証書貸付の構成比は37%で不動産担保が多く、手形貸付は45%で中小企業の場合不動産担保、地元大手企業の場合会社代表者の個人保証、上場企業の場合信用貸となることが多い。そして、商業手形割引は貸出の16%で信用貸が代表者の個人保証となっている。

### 3.5 貸 出 額

① 地方銀行全体としては、短期貸出は40%、長期貸出は60%程度である。短期貸出の期間は3~6ヵ月、長期貸出のそれは5年程度のことが多い。長期資金については、貸出件別に審査して貸出が行われる。短期資金については、各顧客ごとに貸出の極度を6ヵ月ごとあるいは1年ごとに定め、その限度では営業店は審議を本部に上げることなく、支店長権限で貸出を行う。

② 日本銀行の窓口規制の枠は、過去の実績を考慮して定められているらしい。金融引締政策としては、窓口規制が効果的である。窓口規制は、都銀では末残だけでなく平残ベースでもコントロールされるが、地銀につい

ては期末残高でコントロールされる。この規制に対して、支店別に枠を設定して対応する地銀もある。インパクト・ローンは窓口規制・大口貸出規制の対象とはならない。

③ 信用割当は、窓口規制を受ける時期だけでなく、資金需給が逼迫するとき行われる。そのような時期に資金需要を満たしてやれない資金需要者に対して銀行が支払保証を与え、それによって保険会社などの資金をその資金需要者に導入することも行う。あるいは、長期信用銀行の代理貸(金融債の買入額よりは小)が導入される。

④ ある地銀は、銀行行動上、外部資金に頼らないようにしている。この銀行にとって預貸率が80%の状態では貸出を拡大するのは可能である。しかし、外部負債に頼らざるをえないケースの生れるのを排除するため、貸出の拡張を押えているという(藤野コメント:都銀・地銀・その他の銀行の間で risk aversion の程度に差のある可能性がある。そのため、支払準備をコールに放出しておく銀行と、預金、日銀借入、コール・マネーを資金源として貸出を行い、コール・マネーを支払準備としておく銀行が存在する可能性がある。またその背景として、都銀は相対的に安い貸出金利を設定する力をもっており、資金需要の金利弾力性の高い優良企業の資金需要がそれに集中し、他方、その他の銀行は相対的に高い貸出金利を設定する力しかもたず、金利弾力性の低い小企業の資金需要がそこに集中する形となり、それが都銀のマネー・ポジションを招き、またその他の銀行のローン・ポジションをもたらしということがあるかもしれない)。

⑤ 地方銀行には、前期と同程度の利潤が出ることを目標として銀行経営を行っているもの、あるいは、利潤の極大を目標として貸出額・資金計画を計画することはないというものもある。

⑥ 地方銀行は貸出とコール放出との間の代替を考えていない(藤野コメント:資金量の貸出と余資(それはコールに放出する)への配分は、貸出収益とコール・レートと比較よりも、貸出収益とその活動のための流動性への配慮によって決定される)。

⑦ 銀行の貸借対照表上、貸付有価証券という勘定科目がある。これは銀行所有の国債などを顧客に貸すことを処理する科目であり、顧客はこの借入国債を政府・他銀行への担保として利用する。

### 3.6 コール資金の取引

① コール取引は、資金繰りの事後的調整として行われる。コール・レートが上がったとき、資金をコールに放出すると、コール・レートが下がったとき困難な状態に

直面することになる。したがって、貸出とコール放出の間には代替関係はない。

② コール・レートは短資会社によって設定されるが、裏には日銀の指導がある。そのレートにより短資会社を仲介としてコール取引が行われることが多い。もっとも、直取引が行われることもある。その場合には、短資会社から手数料を取られないだけ有利であり、短資会社レートに若干上乘せしたレートで取引が行われる。(余資の一部は通知預金の形で都市銀行に預けているもの一バーター預金もある)。

③ コール資金の放出は、そのときのレートで欲するだけ行うことができる。しかし、その取引の場合には、担保が必要となり、国債を日銀に預入れ代用証券を発行してもらい、それを担保としてコールを取入れる。そのこともあって、その取入額には制限がある。

④ 外部負債100億円程度の資金繰り状況が1ヵ月くらい続くと日銀借入を行うことが認められるようになる。したがって、日銀借入の担保として国債・政保債・金融債・適格社債を準備しても、それを常に日銀借入の担保として使用できるわけではない。その借入額には制約がある。県などの公金取扱を行う地銀でこの取引のため支払超過となり、それをカバーするため年度末に日銀借入を行っているものがある。

⑤ 都銀は日銀借入を行っているのでコール放出を認められなかった。それが1981年4月からコール放出を認められるようになったのは次の事情による。すなわち、手形市場で資金を取入れた場合、その期限前にたまたま資金繰りに余裕が出るのが起こる。その場合、手形を期限前に返済するわけにはいかないの、その余資の調整運用先としてコールに放出することを認めるようになったのである。

⑥ 地方銀行の手形取引は買取引であり、短資会社を通じて行われる。

### 3.7 現先取引

① 地方銀行は主として買現先を行っている。しかし、資金需給の逼迫期には、売現先で資金調達することもある。現先取引では債券の取引が行われるので、その取引税の負担がある。したがって、ネットの利廻を考慮して行動する必要がある。他方、現先取引の場合、あるレートで1~2週間前から予約しておくことができるというメリットがある。手形取引の場合には、その取引を前もって予約しておくことはできない。そして、手形より現先の方が期間の調整を行うことが容易である。

② 現先レートをセットするのは証券会社である。し

かし、コール・レートの場合に比べ、レートについて証券会社と交渉する余地がある。

### 3.8 CD

① CD レートは入札による。企業が電話で CD レートを聞いてくる。そのレートは手形レート、コール・レートに準ずる。また既発の CD 売買が短資会社により行われ、銀行が他行発行の CD を取入れることもありうる。

## 4 資金市場と相互銀行の行動

相互銀行についての聞き取り調査は6相互銀行について行われた。その調査時点は、1981年12月8日、1981年12月9日、1981年12月11日、1982年2月16日、1982年2月19日、1982年2月19日である。

### 4.1 資金計画・貸出計画

① 年度計画を中心とする相互銀行もあるが、多くの相互銀行は半期計画を中心としている。この半期計画では預金の伸びを過去のトレンド、経済名目成長率、他行の状況などを勘案して推計し、それに預貸率をもとに貸出額を計画する。前提とされる預貸率は、80%のもの3行、85%のもの2行、76~77%のもの1行である。日銀借入ができないので、支払準備を厚くする必要があり、預貸率が低くなる。

コール・ローンは予め計画の中に示されるが、それは一応の計画であり、コール放出は資金運用上の調整に使われる。貸出とコールの間に代替はない。その他有価証券、現金準備などの計数も一応計画値が出される。資金計画の段階では買入手形、コール放出の計画をたてない相銀もある(藤野コメント:買入手形・コール放出は支払準備の一形態である)。

② 営業店から預金計画と貸出計画を出させ、本部の計画との間に調整が行われる。そして、各月の実績または3ヵ月の実績により計画が修正される。4半期計画もたてられるが、これは日銀の窓口規制が4半期別に示されることに応ずるものである。

③ 各相互銀行とも、それぞれのある預貸率水準のもとで貸出総額を定めている。その場合、その預貸率水準を実際の預貸率が下廻ると収益率に問題が生じ、後者が前者を上廻ると流動性に問題が起こるとする相銀がある(藤野コメント:このことは貸出計画は資金繰りの制約の下で収益の極大を目指して行われることを含意するのである)。また、相互銀行の銀行行動の目標は長期的な利潤の極大とする相銀がある。

④ 支払準備は、定期預金10%、要求払預金30%となっており、これらの支払準備は預金・コール・手形・

有価証券で保有しなければならない。

### 4.2 貸出金利

① 多くの相互銀行は、短期プライム・レートを基準金利ないし標準金利とし、貸出先を短期プライム・レート適用先、準プライム・レート適用先、その他等に分ける。そして、公定歩合が変動した場合、短期プライム・レート、準プライム・レートは変動させるが、その他の金利はすぐには動かさない。また、貸出金利の変動幅も、公定歩合の変動幅とは必ずしも一致しない。貸出金利がコール・レートに連動することはない。

② 資金の超過需要がある際には、貸出金利に対する貸手側の影響力が強かったが、資金市場での需要の停滞とともに、借手側の影響力が強まっている。借手が金利にセンシティブになってきており、優良企業はプライム・レート適用を要求してくる。そのように、資金市場が買手市場化してきてはいるが、積預金をおかせることにより、実効金利には貸手が影響力を行使することができる。ある相銀によれば、歩積両建の上限は25%であり、その割合は個々の貸出先で異なるという(藤野コメント:銀行は想定資金需要曲線の下で行動しており、そのシフトに対して金利を上下に調整している。地銀3.2④参照)。

貸出金利を変更するに際しては、公定歩合連動か預金金利連動かを需要先に選ばせる。資金需要者は複数行と取引しているのが常態であり、ここには他行との競争関係の影響がある。預金金利(コスト)が上がったから貸出金利の水準を上げると主張すると顧客に説得的である(藤野コメント:地銀3.2④の場合と同様に、社会的に容認される貸出金利水準の存在と、その水準での屈折需要曲線の存在)。貸出金利の変動幅はコスト回収のため定期預金金利の変動幅とほぼ同一である。

③ ある相互銀行は、企業の収支計画から資金の返済は可能か、他の金融機関との競争関係、預金について協力をえているか等を考慮し、貸出先のランク付けを行い、貸出金利に幅をもたせている。

また、ある相互銀行は、顧客を優遇金利適用先、標準金利適用先(標準金利は優遇金利より1%高)、標準外金利適用先(標準外金利は優遇金利より2%高)の3グループに分け、さらに、担保率(担保額・貸出額比率)の高低、担保物件の良・不良、貸出期間の短長、貸出額スケールの大小、貸出先預貸率の高低、預金内容の良・不良により金利水準の減算・加算を行い、個別貸出先別のレートを算出している。そして、他行との競争上、以上のようにして計算されたレートより安いレートを適用したい場

合には、本部にその検討を求めることにしている。また、標準金利以外の場合、本部決裁としている。そして、各営業店に目標貸出金利廻を与えている。

さらに、ある相互銀行では、営業店では融資メリット(企業の営業店への情報提供・取引先の紹介などによる協力の程度)に重点をおいて考え、本部などでは企業経営者の経営能力・企業の財務内容・貸出取引実績などを考慮して検討し、両者をすり合せて格付を行っている。

ある相互銀行は、長期的利益を考えて赤字になっても貸出を行い、貸出による利益だけでなく、貸出先の従業員からの預金・送金振替事務などの利益も考えて貸出金利をきめている。そして、各支店には、全支店の平均原価に平均利鞘を上乗せした値を示して、その活動の目標を与えている。

④ 各ランク別の企業の貸出金利の変動状況は、高い金利の適用を受けている貸出先での金利は高位安定であり、低い金利の適用を受ける貸出先についての金利では変動幅が大きい(藤野コメント：地銀の場合と同様)。それは、借手の金利に対する敏感度に関係するとともに、銀行間の競争にも関係している。低い金利の適用を受ける企業の資金需要は金利の変化に弾力的に反応するとともに、このような企業に対する銀行間の競争ははげしく、そこでの金利の変動を大きくする。

⑤ 資金需給の状況によって、銀行間に資金需要のシフトが生ずる。すなわち、資金需給がタイトなときには、需要者は都銀だけでなく地銀・相銀からも資金を需要する。その結果、貸出金利が上昇する。逆の場合には、逆のシフトが起こり、貸出金利が低下する(藤野コメント：資金需要のシフトは信用金庫・信用組合にも起こっているであろう。そのことが、資金需要増大期に資金ポジションに余裕のある信用金庫・信用組合の預貸率を上昇させるのではないか)。

#### 4.3 貸出需要と貸出金利

① 全体としての資金需要は、金利の動きに対して鈍い反応しか示さない。

② 自行の貸出金利を上げると、他行との競争上需要は激減する。しかし、貸出金利を下げても、企業はその資金を使用して行う企業活動からの利潤が増加すると思えなければ、資金を借入れない。とくに、運転資金について、このことが妥当する。(藤野コメント：地銀の場合と同様。3.3の①参照。資金需要量は貸出金利に依存するのみならず、企業の事業計画、したがってその前提となる企業生産物に対する将来の需要量についての期待に大きく依存していると考えられる。その意味で資金

需要量に制約がある。その場合、借手を納得させる貸出金利水準—それはコスト・競争銀行の金利等に依存している—より以上に金利を上げると資金需要は激減する。しかし、その金利水準より金利を下げても、企業の生産物需要予想量に限りがあり、企業の資金需要量はこれに依存しているため、資金需要量は増加しない。そこで資金についての屈折需要曲線が想定されることになる)。

③ 1行だけの貸出金利の変動は、他行金利との差が2%となると貸出需要の大きな反応を引起すであろう。その場合、個人の資金需要の反応は鈍いが、大企業の場合には資金市場についてのいろいろな情報をもっており、金利の変動に資金需要が敏感に反応する(藤野コメント：地銀3.3②参照)。

#### 4.4 担保

① 貸出額と同額の担保をとるのが原則である。住宅資金貸・小口貸の場合には、人的担保とくに保証人・県保証協会の保証を求める。長期貸出については不動産等の担保をとる。短期貸出については信用貸を行うこともある。とくに商業手形の割引は完全に無担保である。設備投資に関する資金需要については、その投資、あるいは所有不動産を担保にとる。

② 担保物件の掛目は、第4表のようである。これら相互銀行のうち、相銀1と相銀2では借手により掛目が異なることもあるということであった。

③ 相銀1では、優良企業と不良企業とを問わず同様の担保をとっている。しかし、不良企業の方がその担保を処分するようになる確率が高く、したがってその手間のコストを考えなければならず、そのため不良企業への貸出金利が高くなっている。相銀2では、商業手形が担保の場合には、回転が早いので優遇し、金利を少し安くしている。相銀4によると、預金担保貸付の場合には、定期預金金利の0.25%高で貸出を行わなければならない(歩積両建についての制限のため)。また相銀6では、優良な企業については担保の要求を小さくし、リスクのある企業には担保の要求を大きくしている。

第4表 相互銀行の担保掛目 (単位%)

	相銀1	相銀2	相銀3	相銀4	相銀5	相銀6
国債			80		90	95
一部上場 会社株式			80		60	70
有価証券		70		70		
機械						50
建物	70	60	} 80* (40)	} 70	60	70
土地	80	60			70	80

\* 都心地80%、市街化調整区域40%。

④ 相銀3行(相銀1,3,6)は、担保額の増減に対する貸出需要の反応は鈍いとみている。これに対して、相銀5は、担保を強くすれば資金需要は他行へシフトし、企業の自己評価と銀行の評価との間にギャップがあると、それが資金需要に影響を及ぼすとみている。さらに、相銀4は、担保額が増加すれば顧客は貸出の増加を期待すると考えている。

⑤ 相銀3行(相銀1,5,6)は、担保を増加してもそれによって貸出金利が安くなることはないとしている。

⑥ 相銀1は、担保をとることによって顧客との取引関係が安定化・固定化するという。

#### 4.5 貸出額

① 窓口規制は、4半期ベースで対前年同期の貸出増の例えば80%というような枠を設定することによって行われる。その際、信用割当が発生する。このような時期に中小企業金融公庫貸出の代理貸には、規制がないというメリットがある。また、窓口規制が行われていない時期でも信用割当が発生した。そのようなとき、生命保険会社・損害保険会社から顧客に資金を導入するため、支払保証を行うことがある。

② 預貸率は収益性と流動性のバランスで定まり、安定している。貸出の拡大にともなってコストが増加するということはない。貸出によりコストを回収し、さらに利鞘をとる(藤野コメント：地銀3.2④参照)。

③ 短期貸出については、企業別に極度を定めてその枠内で貸出を行う。極度の検討は1年1回程度である。長期貸出においては、1件ごとにその貸出によって行われる事業の収支内容をチェックする。

#### 4.6 コール資金の取引

① 貸出金利とコール・レートと比較して、貸出とコール放出の割振りをきめるということはない。相銀は、一般的にいったローン・ポジションである。コール放出は、資金繰りの事後的調整および支払準備として使われる。

② 短資会社が、無条件物、1日物、2日物、…、7日物のそれぞれのコール・レートを提示する。そして、短資会社を通じてコールが放出される。

③ あるレートの下で、コール放出は希望するだけ行うことができる。

④ 預金と貸出との間の資金繰りの調整は、長期的には有価証券売買によって行い、次に2ヵ月くらいの期間については手形売買によって行い、そして1週間程度の期間についてはコール放出量の調整によって行う(藤野コメント：この点は、銀行の資金繰りの調整がいろいろ

の単位時間にわたって行われている事実を示しており、注目に値する)。

また、預金流入と貸出の動きをみて日々のコール放出量を決定しており、銀行行動の計画の上では、コール放出より有価証券運用を考えている(藤野コメント：銀行行動の計画に際して、貸出・有価証券保有は計画対象となるが、コール放出は支払準備であり、放出量の大きさは日々の資金繰りの状況に応じて事後的調整として決められている)。

#### 4.7 現先取引

① 調査時点で現先取引を行わない相銀が多かった。

#### 4.8 CD

① 地方公共団体に対してCD売を行う。証券会社あるいは短資会社の仲介でのCD取引が若干行われている。その場合、レートは都銀CDレートや短資会社の設定するレートを参照として決められている。

### 5 資金市場と信用金庫の行動

信用金庫についての聞き取り調査は4金庫について行われた。その調査時点は、1981年12月7日、1981年12月10日、1982年2月15日、1982年2月18日である。

#### 5.1 資金計画・貸出計画

① 預金の実績・年間経済見通し等を参考に年間の預金の伸びを推定し、これに預貸率を考慮して貸出額を計画する。この本部計画と営業店からの計画の間の調整が行われ、年間計画が決定される。信用金庫によっては、この年間計画を4半期計画・月間計画にブリーク・ダウンするものもある。

#### 5.2 貸出金利

① 預金金利の変更に伴い、貸出の標準金利が変更される。しかし、その追随は遅れる。預金金利が変化したとき、収支計算を新しい預金金利で検討した後に、預金コストにマーク・アップを加算して目標標準金利が設定される。その場合、他の金融機関との競争関係が考慮される。また、営業店ごとにそれぞれの目標金利(それは必ずしも同一ではない)が与えられている。

② 実効金利の決定は貸出側で行われる。

③ 貸出金利はメインな取引先か限界取引先かどうか、また企業内容・預金残高の大小によって変化する。例えば、証書貸付は9.6%、手形貸付は9.5%、手形割引は9.2%が基準レートであり、貸出100に対して預金20~30ある場合を標準貸出先と考え、それから離れると基準レートより上または下の水準のレートとなる。ここには、貸出先との力関係、他金融機関との競合度等も反映

される。

高金利で貸出を受けている顧客については、他の金融機関との競争関係はない。しかし、低い金利で貸出を受けている顧客については、他の金融機関との競争関係がある。そのため、高金利適用の需要者の貸出金利は高水準で小幅に変動し、低金利適用の需要者については、貸出金利の変動幅が大きい(藤野コメント:地銀 3.2⑤, 相銀 4.2④参照)。

④ 預金金利が上がったから貸出金利を上げるといふと、顧客も納得する。その際、力関係により貸出金利引上げを強く主張できる顧客とそうでない顧客がある(藤野コメント:地銀 3.2④, 相銀 4.2②参照)。

⑤ 資金の超過需要が発生すると貸出金利を上げるといふ信用金庫(1金庫)と、資金需給の繁緩によって貸出金利を上げ下げするより預金金利の動きに従うのが基準であるという金庫(2金庫)がある。

⑥ 金利の変動は、信用金庫では都銀等に比べて6ヵ月から1年のタイム・ラグをもっている。貸出金利は、都銀・地銀・相銀・信用金庫の順で後者ほど高位となり、かつ変動幅が小さくなる。

### 5.3 貸出需要と貸出金利

① 貸出金利の動きに資金需要の反応は鈍い。それは、むしろ、企業の将来の見通しに強く依存している。顧客は金利水準がどうであるかということより、恒常的に資金供給を継続してくれることを好んでいる。

② しかし、他行金利は一定として、ある個別銀行がその金利を変化させると、相当程度の資金需要のシフトが起こるのである。その場合、大企業(低金利適用企業)の方が小企業(高金利適用企業)より金利の動きに敏感である。

③ 金利を大きく引上げないのは、顧客の人気を考え、長期的需要、それにもとづく長期的利潤の極大を考えるからである。そこで、貸出金利水準をコストにマーク・アップを加算して決定するようになる。

### 5.4 担保

① 担保の付け方は企業の内容による。設備資金需要に対しては、貸出を行うに当ってその事業計画を検討して貸出すかどうかを決定する。そして貸出す場合には、その設備を担保にとる。保証協会の保証(保証料0.9%)を受ける場合、金利は若干安くなる。担保と預金とは代替的である。

② 担保の掛目は、信用金庫2では1部・2部上場会社有価証券について60~70%であり、信用金庫4では不動産に対して75%である。

③ 担保をとっても貸出需要がへることはない。

### 5.5 貸出額

① 貸出が増加するからといって、コストが増加するわけではない。

② 信用金庫2は、資金需給が緩和するとコール放出を行うより預金残高をもたない顧客に貸出す(藤野コメント:これは実効金利で考えると、資金の超過供給が起こったとき、想定資金需要曲線の下方シフトに応じて金利の下方調整を行っていることを意味するとともに、信用金庫の預貸率が可変的であることを示す)。また、信用金庫3は、1981年度の計画預貸率は80%としていたが、資金需給がタイトになると預貸率を90%程度まで高めるといふ。そして、1980年度には限界預貸率は100%となり、都銀・地銀などから顧客が流れてきたという。さらに、信用金庫4は、計画預貸率を82~83%として資金計画をたてるが、1981年度(1981年2月18日現在)で実績預貸率は76%であった。そして、支払準備所要額を満す準備をもって、預貸率は90%くらいまで高めることが可能であるという(藤野コメント:以上は、信用金庫はその預貸率を変化させることができ、資金需給がタイトになると他の銀行で資金需要を満すことのできない企業へ信用金庫が限界資金供給者としての立場から資金供給を行い、預貸率を高めていることを示唆する)。

信用金庫1と信用金庫2とは、資金需給がタイトになると信用割当を行ったという。しかし、信用金庫3と信用金庫4では、窓口規制が実施されるとき他行から需要が流れてくるが、そのような時期でも信用割当を行うことはなかったという。

③ 信用金庫4は、支払準備を現金、郵便振替貯金、全信連預け金、銀行預金、コール・ローン、指定金銭信託、国債、地方債、金融債、担保付社債、日本銀行出資証券、買入手形、現先、CDなどでもっている。

④ 信用金庫法により、貸出は原則として会員に対してのみ行う。会員以外で可能なのは預金担保貸出と地方公共団体への貸出に限られている。会員は、資本金4億円以下、従業員300人以下の企業と個人とである。

⑤ 信用金庫への恩典に、法人税が安く、営業用店舗・不動産の固定資産税の免除、印紙税の非課税がある。

### 5.6 コール資金の取引

① コール放出と貸出とは代替的ではない。コール放出は資金繰りにおける事後的調整として行っており、資金運用の対象としてもっているわけではない。

② コール放出は全信連を通じて行われ、無条件のものが多い。レートは市場(短資会社)レートと同一である。

また、短資会社を通じてコールを放出する信金もある。

③ あるレートの下で放出したいだけのコール資金を放出できる。

④ 全信連への定期預金の金利は、5年ものの金融債のそれである。この預金を担保として借入を行うことができる。そのレートは定期預金金利の0.5%高である。

⑤ 信用金庫1では、準備預金(指定された債券、連合会預金)の額を100とすると、支払準備が150になると要注意状態であり、150以上の支払準備を必要とする。準備預金は預金の平残と末残の両方に対して積む。

⑥ 2信用金庫では、手形の買入は少ないという。

### 5.7 現先取引

① 信用金庫はあまり現先を行わない。資金需給がタイトになると、売現先が行われることがあるくらいである。資金繰りは全信連を通じて行うのが基本である。

② 現先レートは、証券会社との交渉次第で変化する。しかし、レートの設定者は証券会社である。

### 5.8 CD

① 信用金庫はほとんどCDを取扱わない。

## 6 結 び

以上の調査を通観すると、銀行行動として3つのタイプが浮び上がってくる。大銀行(都市銀行)の銀行行動、中銀行(地方銀行・相互銀行)の銀行行動、および小銀行(信用金庫、そして以上の調査における対象とはされなかったが、多分、信用協同組合もここに含まれる)の銀行行動がこれである。大中小の銀行行動の特徴を調査結果からぬき出して示せば次のようになるであろう。

### 大 銀 行

① 大銀行は、常時、日本銀行の窓口規制の下にあり、その貸出額はこの窓口規制の枠によって決まる。この大銀行の貸出増に対する規制は、貸出平均残高と貸出期末残高の両者について行われている。

② 貸出金利の変動の8割は公定歩合ないし短期プライム・レートに連動して行われ、残りの2割程度が資金需給の状態を反映する。

③ 中小銀行の貸出金利は高位安定であり、大銀行のそれは低水準にあって変動幅が大きい。この金利の振舞いの差は、それぞれの貸出先の資金需要の利子率の変化に対する反応の差の現われである。同様な金利の振舞いは、同一銀行の顧客層の違いによっても生ずる。

④ 大銀行は、貸出に際して企業ごとの預貸利益を計算し、銀行側からみた採算を検討する。このことは、大銀行が、貸出に関し、それによる収益とともに回収すべ

きコストを考慮していることを示している。

⑤ 手形レート、コール・レートは、短資会社が日本銀行から銀行の資金繰りの状況についての情報を取入れ、資金需給状態をみて設定する。

⑥ コール・手形資金の取入には制限がある。その制限は、究極的には担保存在量によって決まる。

⑦ コール・手形取引には、資金繰りの事後的調整の側面がある。コール等の取入必要量が満たされず、しかもそのギャップを日本銀行借入で埋めることができないとしても、準備預金の積みとしては1ヵ月の調整期間があるので、その間に貸出を押えるなどして調整する。しかし、期末に積み不足の事態が起こると、日銀はその大銀行に貸出さざるをえない。

⑧ 貸出が短期資金レートに敏感に反応するということはない。つまり、貸出と手形・コールの間には代替は働かない。短期資金レートが高くなっても、長期の利潤を考えて貸出量を維持するからである。

⑨ 国債・地方債・金融債の売りで資金繰りを賄うか、コール・手形で資金を取入れるかの選択、あるいは、CD・現先の組み合わせには利潤原理が考えられている。この点、Asset Liability Managementによる金利変動リスクの管理体制をとる大銀行が出だした。

⑩ 海外取引では、有利ならばコールを取っても貸出が行われる。

### 中 銀 行

① 資金計画の設定に際しては、預金を計画のベースとする。すなわち、預金量を過去の預金実績値、経済成長率、マネー・サプライの伸び率などで推定する。この預金量に最適預貸率を適用して貸出を計画する。

② 貸出の実効金利は、銀行側が積み預金の大きさに調整決定する。

③ 貸出金利の変動を預金コストの変動を理由とすると、顧客に説明しやすい。そこに、マーク・アップ・プライシングの考え方が出てくる。このマーク・アップ率には資金需給の状況が反映される。ここには、貸出増によりコストが増加するというより、貸出増によって回収しなければならないコストを貸出額に比例して考えるということ、銀行の想定需要曲線シフトに対して金利水準を調整するということが含意されている。

④ ランク別の企業の貸出金利の変動状況に、高い金利の適用を受けている貸出先での金利は高位安定、低い金利の適用を受けている貸出先についての金利では変動幅が大きいという現象がみられる。

⑤ 中銀行は貸出とコール放出とを代替的であるとは

考えていない。コール取引は資金繰りの事後的調整として行われる。

⑥ コール・レートは短資会社によって設定される。

⑦ コール放出はそのときのレートで欲するだけ行うことができる。しかし、取入には限界がある。

⑧ 預金と貸出との間の資金繰りの調整は、長期的には有価証券売買によって行い、次に2ヵ月くらいの期間について手形売買によって行い、そして1週間程度の期間についてはコール放出量の調整によって行っている。銀行の行動計画において、貸出・有価証券保有は計画の対象となるが、コール放出は支払準備であり、放出量の大きさは日々の資金繰りの状況に応じて事後的調整として決められる。

### 小銀行

中銀行に比較して小銀行の場合注目すべき点は以下のものである。

① 預金の伸び率を推定し、これに預貸率を考慮して貸出を計画する。この場合、実際の預貸率が最適預貸率より低い小銀行が存在する。資金需給がタイトになると、他の銀行で資金需要を満すことのできない企業へ小銀行が限界供給者としての立場から資金供給を行い、その預貸率が高まる。

② 信用金庫法により、信用金庫の貸出は原則として会員(資本金4億円以下、従業員300人以下の企業と個人)に限定されている。

以上の大中小の銀行の行動特徴を組み合わせて考えると、次のような銀行資金市場の姿が浮び上がってくる。

① まず、資金を需要する側において、銀行資金を必要すると同時に社債を発行することもできる大規模優良企業から、小規模企業あるいは事業内容のよくない企業までの広がりがあり、1資金需要者はメイン・バンクを中心に複数の銀行と取引を行っている。その場合、大規模優良企業はいろいろの資金調達手段ないし調達先を選択することができ、その資金需要は金利弾力的である。他方、小企業、不良企業はこの選択において制約され、その資金需要は金利非弾力的となっている。

② 以上のような資金需要側の階層化を背景として、銀行資金の供給側である銀行にも3つのタイプが分れる。第1に、大銀行は金利を相対的に安く設定する力を持っており、そのため多くの優良資金需要者を引きつけ、その資金需要曲線が金利弾力的となっている。第2に、小銀行は逆に金利非弾力的な資金需要に直面している。そして第3に、中銀行は大小の銀行と競争し、一部金利弾

力的、一部金利非弾力的な資金需要の下にある。

③ 大銀行の貸出の限界収入は正であり、それは貸出の拡大を意図するが、その行動は日本銀行の窓口規制によって制約されている。この状況の下で、大銀行は、まず預金量、コール資金取引量、日銀資金借入量の所与の想定の下で貸出を計画し、その想定資金需要曲線の下で貸出金利を相対的に低く設定する。次により短期的にこの貸出計画に見合うように短期資金の取入、日銀貸出の取入をそれぞれの想定制限額の中で計画する。第1の計画を例えば単位期間3乃至6ヵ月のものであるとすれば、第2のものは1週間乃至1ヵ月単位での短期資金等の調整であり、2つの計画が並んで進行する。

④ 他方、小銀行の貸出の限界収入はむしろ負であり、金利をなるべく高くした方が有利である。しかし、この行動は、貸出金利水準に関しての社会的に許容される水準によって制約されている。

⑤ これに対し、中銀行の金利弾力的な資金需要は金利の高低に応じて減少・増加するので、中銀行は小銀行に比べて相対的に低い水準に貸出金利を設定し、その結果、自己の貸出可能量に対して十分な資金需要を引付け、その最適預貸率と考えるものを実現することができる。しかし、限界資金供給者の立場にある小銀行においては、その設定した金利の下で、必ずしも十分な資金需要量に直面していない。そのため、その実際の預貸率は、それが最適と考える預貸率よりも低くなるという状況も発生する。資金需給が緩慢となる時期において、ことにそうである。だが、資金需給が逼迫すると、他の銀行からの貸出をえられなかった資金需要者が小銀行に資金供給を求めようになり、その結果、小銀行の預貸率は上昇する。また、中小銀行は、より短期の資金繰り計画でコール放出量を計画決定する。

以上が、われわれが銀行に対する聞き取り調査の中から抽出する銀行行動の3つのタイプである。われわれは、以上の分析に沿って、大中小の銀行の銀行行動のモデルをより厳密な形で設定し、その含意をより明確にするとともに、その分析にもとづいて実証的検討を進めることができると考えている。しかし、そのような検討は別の機会に待たなければならない。それとともに、急激に変化しつつある日本の資金市場の中で、銀行行動が更にもどのように変貌するかということについても、今後の検討・研究が必要とされている。

藤野正三郎

(一橋大学経済研究所)